

令和3年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R3.5.5	R3.7.2	令和2年11月9日付2葛都第645号「立石市街地再開発組合設立認可申請書について（進達）」	35		1													<p>（7条2号）氏名及び住所、市街地再開発準備組合の構成員の氏名、印鑑登録証明書、住民票の写し及び登記事項証明書、借地権申告書（※借地権申告書にあっては借地権の種類以外の情報（土地所在及び地番、土地権利者など）並びにその他同意状況に関する情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>（7条2号、7条3号）土地の地番、地目、面積などの所有権又は借地権に係る状況が識別できる情報、未登記の借地権に関する情報、権利者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び所在地）、不動産の地番又は使用区分番号、面積及び記事に関する情報、不動産の面積、筆数又は使用区分数、同意の有無及び記事に関する情報、借地権申告書一覧及び借地権申告書並びに未登記の借地権に関する借地権の種類以外の情報（土地所在及び地番、土地権利者など）は、財産の状況に関する情報であり、当該財産の所有者が個人である場合には、特定の個人を識別することができるため、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。また、当該財産の所有者が法人である場合には、法人の内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該市街地再開発組合の事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>（7条3号）専有面積及び概算額（定款第10条）、事業計画の支出金明細の数量、単価及び金額、資金調達計画の金額・法人の名称、所在地、代表者の氏名などの法人に関する情報、印鑑証明書、商業登記簿等、その他同意状況に関する情報、土地の地番、地目、面積などの所有権又は借地権に係る状況が識別できる情報、未登記の借地権に関する情報、権利者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び所在地）、不動産の地番又は使用区分番号、面積及び記事に関する情報、不動産の面積、筆数又は使用区分数、同意の有無、未登記の借地権に関する借地権の種類以外の情報（土地所在及び地番、土地権利者など）については、市街地再開発組合及び参加組合員の事業及び財産管理に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該市街地再開発組合又は当該参加組合員の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。</p> <p>（7条4号）印影及び自署は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	都市整備局市街地整備部再開発課
2	R3.5.5	R3.7.2	登記事項証明書（全部事項証明書）																<p>法令の規定による書面の交付の対象となる公文書に該当し、法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定を適用しないこととされている書類等に該当するため</p>	都市整備局市街地整備部再開発課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
3	R3.5.6	R3.7.5	令和2年11月9日付2葛都第645号「立石市街地再開発組合設立認可申請書について(進達)」			1													<p>(7条2号) 氏名及び住所、市街地再開発準備組合の構成員の氏名、印鑑登録証明書、住民票の写し及び登記事項証明書、借地権申告書(※借地権申告書にあっては借地権の種類以外の情報(土地所在及び地番、土地権利者など)並びにその他同意状況に関する情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため)</p> <p>(7条2号、7条3号) 土地の地番、地目、面積などの所有権又は借地権に係る状況が識別できる情報、未登記の借地権に関する情報、権利者の氏名及び住所(法人にあっては名称及び所在地)、不動産の地番又は使用区分番号、面積及び記事に関する情報、不動産の面積、筆数又は使用区分数、同意の有無及び記事に関する情報、借地権申告書一覧及び借地権申告書並びに未登記の借地権に関する借地権の種類以外の情報(土地所在及び地番、土地権利者など)は、財産の状況に関する情報であり、当該財産の所有者が個人である場合には、特定の個人を識別することができるため、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。また、当該財産の所有者が法人である場合には、法人の内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該市街地再開発組合の事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条3号) 専有面積及び概算額(定款第10条)、事業計画の支出金明細の数量、単価及び金額、資金調達計画の金額・法人の名称、所在地、代表者の氏名などの法人に関する情報、印鑑証明書、商業登記簿等、その他同意状況に関する情報、土地の地番、地目、面積などの所有権又は借地権に係る状況が識別できる情報、未登記の借地権に関する情報、権利者の氏名及び住所(法人にあっては名称及び所在地)、不動産の地番又は使用区分番号、面積及び記事に関する情報、不動産の面積、筆数又は使用区分数、同意の有無、未登記の借地権に関する借地権の種類以外の情報(土地所在及び地番、土地権利者など)については、市街地再開発組合及び参加組合員の事業及び財産管理に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該市街地再開発組合又は当該参加組合員の事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条4号) 印影及び自署は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局市街地整備部再開発課
4	R3.5.6	R3.7.5	登記事項証明書																<p>法令の規定による書面の交付の対象となる公文書に該当し、法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の規定を適用しないこととされている書類等に該当するため</p>	都市整備局市街地整備部再開発課
5	R3.6.30	R3.7.5	多摩建築指導事務所建築指導第三課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳(令和3年3月27日から6月30日までの受付分)	11	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課
6	R3.6.23	R3.7.7	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社に関する以下の書類 (1) 平成30年7月12日受付 様式第一号 建設業許可申請書 (2) 平成30年7月12日受付 様式第二十号 営業の沿革 (閲覧対象部分に限る)	2	1						1								印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設課
7	R3.6.29	R3.7.7	東京都昭島市〇〇四丁目〇〇の一部、〇〇の一部、〇〇の一部、〇〇の一部、〇〇の一部、〇〇の一部における建築基準法旧法第43条第1項ただし書許可に関する道に関する協定書及び道に関する協定承諾書及び協定図	3	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
8	R3.6.28	R3.7.12	③審査委員会が、平成28年4月作成の権利変換計画(二)表で合計20筆177879.08㎡の従前価格を12,960,000,000円と定めた審査委員会の議事録																当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず存在しない。	都市整備局第一市街地整備事務所選手村基盤整備課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
9	R3. 6. 28	R3. 7. 12	東京都知事許可第〇〇号 有限会社〇〇に関する以下の書類 (1) 決算変更届出書 第22期 別紙8「変更届出書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」(閲覧対象部分に限る) (2) 決算変更届出書 第23期 別紙8「変更届出書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」(閲覧対象部分に限る) (3) 決算変更届出書 第24期 別紙8「変更届出書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」(閲覧対象部分に限る)	9		1												印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課	
10	R3. 6. 28	R3. 7. 12	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 (1) 決算変更届出書 第1期 別紙8「変更届出書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」(閲覧対象部分に限る) (2) 決算変更届出書 第2期 別紙8「変更届出書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」(閲覧対象部分に限る) (3) 決算変更届出書 第3期 別紙8「変更届出書」及び様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」(閲覧対象部分に限る)	6		1												印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課	
11	R3. 6. 29	R3. 7. 13	建設省の官報第10680号のP548の建設省告示 第1773号にある「小金井都市計画街路を次のように決定する。その関係図書は 東京都庁及び小金井市役所に備えおいて縦覧に供する。昭和37年7月26日建設大臣〇〇とあります。その当該資料は昭和37年7月31日東京都首都整備局〇〇 〇〇 により、小金井市長に向けて、発送されたものであることを確認しております。 その記載内容は 『小金井都市計画街路の決定について』このことについて、別紙のとおり告示されたので、縦覧に供する関係図書を送付しますから、遺憾のないようにお取り計らい願いますとあります 以上東京都〇〇 〇〇から小金井市長宛の送付資料一式をコピーにて頂きますようお願いいたします。															開示請求に係る公文書については、現在、実施機関における当該公文書の保有を確認ができず、存在しないため。	都市整備局都市基盤部街路計画課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
15	R3.7.1	R3.7.14	東京都建設業許可台帳（東京都知事許可 令和3年7月1日現在）	※	1														—	都市整備局市街地建設部建設業課
16	R3.5.17	R3.7.15	(1) 令和3年3月19日付2都市基交第1197号「感染拡大防止に資する鉄道の終電時刻の繰り上げ等の取組の継続について（要請）」 (2) 令和3年3月19日付2都市基交第1197号「感染拡大防止に資する鉄道の終電時刻の繰り上げ等の取組の継続について（要請）」に関する施行文書	7	1														—	都市整備局都市基盤部交通企画課
17	R3.7.6	R3.7.15	令和元年8月23日付 27東防建確第0177号の5 上記についての建築計画概要書の写し	14	1														—	都市整備局市街地建設部建築指導課
18	R3.7.7	R3.7.15	東京都知事許可第〇〇号 〇〇合同会社に関する以下の書類 (1) 平成30年7月3日受付 建設業許可申請書 一式（閲覧対象部分に限る）	26		1						1							印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設業課
19	R3.7.7	R3.7.15	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社に関する以下の書類 (1) 令和3年5月10日受付 第43期 決算変更届 一式（閲覧対象部分に限る）	29		1						1							印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設業課
20	R3.7.6	R3.7.20	平成28年4月25日付28一整選第54号「晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画に係る審査委員の同意の報告及び認可申請の依頼について」	42		1						1	1						(7条2号) 自署及び住所は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため (7条4号) 自署及び印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局第一市街地整備事務所選手村基盤整備課
21	R3.7.6	R3.7.20	②同意した理由が分かる資料 ③審査委員会を開催しなかった理由が分かる資料						1										当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず存在しない。	都市整備局第一市街地整備事務所選手村基盤整備課
22	R3.7.12	R3.7.20	平成12年議案第〇〇号に係る東京都国立市〇〇二丁目〇〇における建築基準法旧法第43条第1項ただし書き許可に関する協定書及び道に関する協定承諾書	1	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
23	R3.7.12	R3.7.26	東京都建設業許可台帳（東京都知事許可 令和3年7月12日現在）	※	1														—	都市整備局市街地建設部建設業課
24	R3.7.12	R3.7.26	建設業新規許可業者名簿（東京都知事許可 令和3年5月分・6月分）	※	1														—	都市整備局市街地建設部建設業課
25	R3.7.16	R3.7.27	東京都知事許可第〇〇号 〇〇有限会社に関する以下の書類 (1) 平成28年7月27日受付 建設業許可申請書 一式（閲覧対象部分に限る）	19		1						1							印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設業課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
26	R3. 7. 19	R3. 7. 27	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社に関する以下の書類 (1) 平成29年4月14日受付 決算変更届出書 第68期 一式 (閲覧対象部分に限る) (2) 平成30年7月30日受付 決算変更届出書 第69期 一式 (閲覧対象部分に限る) (3) 令和元年7月30日受付 決算変更届出書 第70期 一式 (閲覧対象部分に限る) (4) 令和2年9月30日受付 決算変更届出書 第71期 一式 (閲覧対象部分に限る)	39	1													印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
27	R3. 7. 21	R3. 7. 29	16多建建三建第1516号「建築計画概要書」	5	1													—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課
28	R3. 7. 27	R3. 7. 30	東京都市計画河川石神井川計画図 (住所：東京都西東京市南町〇〇丁目〇〇)	1	1													—	都市整備局都市基盤部調整課
29	R3. 7. 7	R3. 7. 30	令和3年6月14日付3都市建指建第0240号「建築基準法第55条第2項の規定に基づく認定について」	68	1						1	1	1					(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため (7条2号) 氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条3号及び4号) 面積計算に係る図面等は、設計会社等が長年の技術開発と自助努力によって得た様々な機材やその配置等の技術情報が記載され、当該情報が外部に流出した場合、同業他社に技術を盗用されることにより、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。また、当該文書を公にすることで、建物内部の構造や用途、配置状況が把握され、建物への侵入等の犯罪行為を容易にするなど防犯上の支障をきたすため (7条3号) 電話番号は、当該法人に限られた一定の者に対してのみ明らかにしている内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、用途別床面積に関する情報等は、設計会社や施工会社等が長年の経験や自助努力によって積み上げられたノウハウを基に、様々な事情を踏まえ設計されたものである。これを開示することにより、同業他社がその手法を模倣することなどにより、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため	都市整備局市街地建築部建築指導課
30	R3. 7. 17	R3. 7. 30	平成25年5月22日付(起案日)25二区換第50号「木密地域不燃化10年プロジェクトの「特定整備路線」の指定について(供覧)」(写し)	3	1													—	都市整備局第一市街地整備事務所事業課

表の見方
<決定区分>
・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
<(根拠規定) 条例7条>
・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
<公文書の件名>
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
<公文書の枚数>
・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。